

基本目標Ⅱ 性の尊重と暴力の根絶

◆現状と課題

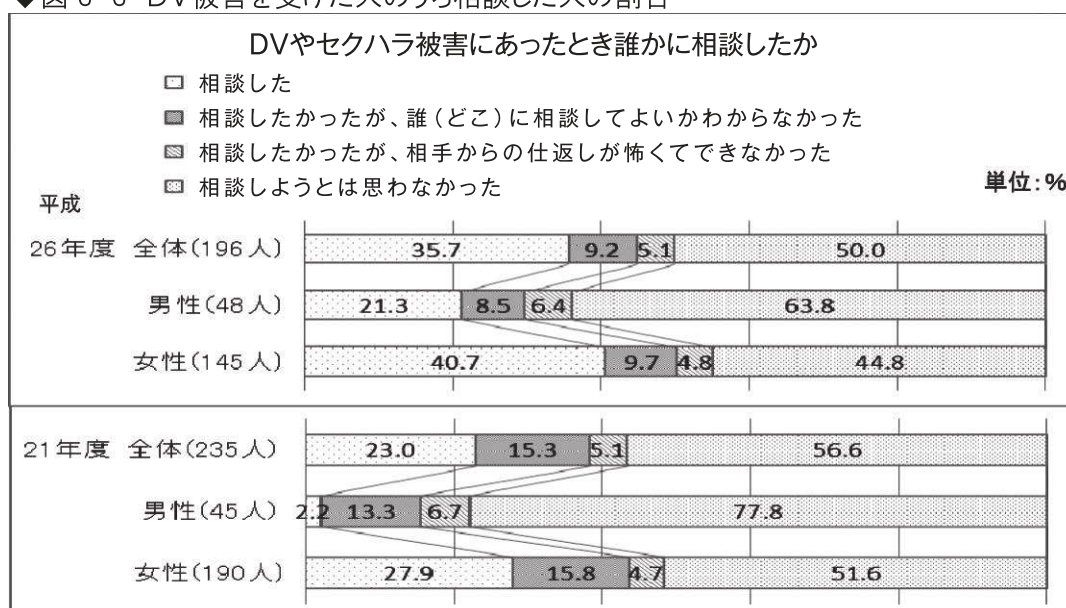
男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことは、男女共同参画社会の形成にとって最も重要なことです。男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、様々なライフステージに応じた身体と心の健康の管理と維持増進を支援する取組が必要です。

特に女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（*14）の視点も含めた正しい認識が必要です。

一方、配偶者等からの暴力による被害は、深刻な社会問題であり、DVは被害者の生命や身体ばかりか、その精神に重大な危害を与える人権侵害であると同時に、被害者のみならず子どもにも心理的外傷を与えるなど悪影響を及ぼすことを考慮する必要があります。特に、女性に対する暴力は個人的な問題として捉えられることが多く、潜在化しやすいことから、被害者に対する相談窓口の明確化や、安心して相談できる環境整備と関係機関との連携強化が必要です。（図3-3）

また、近年はインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪といった被害に巻き込まれないよう未然防止への取組が必要です。特に、デートDVやストーカーの被害者にも加害者にもならないよう、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育の推進が重要となっています。

◆図3-3 DV被害を受けた人のうち相談した人の割合



平成26(2014)年実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果

(*14) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：1994年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」において提唱された概念で、女性が生涯にわたり子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産・性生活、子どもが健康に生まれ育つことなど、すべての人々にとって基本的人権として位置づけられる。女性の人権の重要な一つとして認識されている。

施策方針1 こころと体の健康支援

子どものこころと体の健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するため、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育、情報モラル教育の充実を図ります。

また、男女がともに生涯にわたって身体的、精神的、また社会的にも健康に生きる権利が保障されるための取組が必要です。特に、妊娠・出産期は女性の健康にとっての大きな節目であり、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援を行います。

また、男性は仕事中心の生活などから過度のストレスを抱えているケースも多く、こころと体の健康づくりについて、啓発や相談事業の充実を図ります。

基本施策1 命の教育、性の尊重

具体的施策		概要	関係課
1	命の教育、性教育の実施	いじめなど命と心の問題のサポートや相談体制を充実します。 人権を尊重する視点で性について学び、理解を深める機会を提供します。	男女共同参画センター 市民生活あんしん課 人権施策推進課 学校教育課 青少年育成課
2	メディア・リテラシー(*15)の向上	メディア上で発信される情報から読み解く力を身につけるため、学習機会を提供し、啓発します。	
3	情報モラル教育の推進	携帯電話やスマートフォンを含むインターネット上の有害トラブルに巻き込まれないよう、正しいネット利用の方法など情報モラル教育を推進します。	
4	性的マイノリティ(*16)への理解と人権擁護の啓発	性的指向や性同一性障害に理解を深め、これらを理由とする偏見や差別をなくすよう啓発します。	

基本施策2 心身の健康づくり

具体的施策		概要	関係課
1	市民の自発的な健康づくりへの啓発、相談窓口の利用促進	健康づくりに関する各種講座や個別相談、こころや身体の悩み相談、自殺対策など、健康相談窓口等の利用促進に向け啓発します。	男女共同参画センター 健康課 家庭支援課 育児保健課
2	健康診査の受診奨励、健康管理の促進	特定健診・がん検診等の受診を奨励します。 一人ひとりの主体的な健康づくりや、体系的な食育を推進します。	
3	安心して出産できる環境の整備	妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産できるよう妊婦健康診査費を助成します。 両親学級を開催するなど父親・母親となる意識が高まるよう啓発します。	

施策方針2 あらゆる暴力に対する防止対策の推進

セクハラや、配偶者やパートナーからのDV、働く女性が増えたことによるマタハラ(*17)などの被害者は、圧倒的に女性に多く、このような女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や女性差別に根ざした構造的問題が背景として潜んでいる場合があります。

あらゆる暴力を根絶させるため、「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、暴力行為は人権侵害であるという認識を広く周知するとともに、被害者保護・支援はもとより、暴力加害の原因究明と防止に向けた取組など切れ目ない支援を推進します。

基本施策1 暴力を根絶するための意識づくり

具体的施策	概要	関係課
1 暴力を許さない意識の啓発	刊行物や講演会など様々な機会を捉え、精神的な面も含めたあらゆる暴力を許さないための意識啓発を進めます。	男女共同参画センター 人権施策推進課

基本施策2 配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進 【★重点施策】

※「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」において推進します

具体的施策	概要	関係課
1 DVに関する正しい知識の普及啓発	DVを許さない社会の実現をめざした啓発を推進します。 DVの防止について、民間支援団体等との協働により、学校園をはじめさまざまな場において啓発を進めます。	男女共同参画センター 市民課 家庭支援課 営繕・住宅課 学務課 学校教育課
2 被害者支援の相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センター機能を充実させるとともに、ホームページや広報などで相談窓口を周知します。さらに、職員に向けた研修を実施します。	
3 被害者の早期発見、迅速な保護体制の確立	保健・医療機関、学校及び福祉関係者への周知とともに、DV防止ネットワークを構築し、被害者に関する情報管理の徹底等、安全な生活の確保を図ります。	
4 自立支援体制の充実	公的機関、保健・医療機関との連携を強化し、公営住宅や母子生活支援施設の活用、ハローワークとの連携や就労支援セミナー等を通じ、就労支援の充実など、自立に向けた切れ目ない支援体制の充実を図ります。	

(*15) **メディア・リテラシー**：「メディアの情報を主体的に読み解く能力」「メディアにアクセスし活用する能力」「メディアを通じコミュニケーションする能力」の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

(*16) **性的マイノリティ**：性のあり方が、社会的にマイノリティ(少数者)であることにより、さまざまな不利益を被っている人のこと。身体的な性、性の自認、性的指向により、人それぞれに異なる。

(*17) **マタハラ(マタニティ・ハラスメント)**：妊娠や出産に伴う労働制限、就業制限、育児休業などにより業務に支障をきたすとの理由から受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

基本施策3 ハラスメント防止対策の推進

具体的施策	概要	関係課
1 各種ハラスメント防止に向けた啓発	セクハラやマタハラなど各種ハラスメントについて、ホームページやパンフレット等で周知するとともに、市民及び事業者等に対する防止対策の啓発を進めます。	男女共同参画センター 人権施策推進課 産業振興課
2 相談窓口の周知	女性の労働相談について、関係機関と連携して、被害者の支援・救済策構築に向けた相談窓口の周知を図ります。	

基本施策4 子ども、高齢者、障がい者への虐待防止対策の推進

具体的施策	概要	関係課
1 子ども、高齢者、障がい者が安心して暮らせる地域づくり	地域全体での声かけや見守りを推進します。虐待を発見したときの通報制度等について周知を図ります。	高齢者・地域福祉課 障がい者支援課 家庭支援課 育児保健課 幼児保育課 学校教育課 青少年育成課
2 相談窓口や支援体制の充実	関係機関と連携した相談しやすい窓口体制を充実するとともに周知を図ります。講習会等を通じて意識啓発を推進します。保護者や介護者の精神的なケアなどの支援体制を充実するとともに、被害者の支援・救済策を構築します。	

◆関連する計画

- 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画
- 加古川市地域福祉計画
- 加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 加古川市障害福祉計画
- ウェルネスプランかこがわ
(健康増進計画・食育推進計画)
- 加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画
- 加古川市健やか親子21計画



◆成果指標と目標値

成果指標	現状	目標値 (平成32年度)
小中学校におけるインターネットトラブル防止講座の実施件数	30件 (平成26年度)	40件
乳がん及び子宮がん検診の受診率	乳がん 18.7% 子宮がん 15.9% (平成26年度)	いずれも 25%以上
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	35.7% (平成26年市民意識調査)	50%